

刈谷市福祉・子育てに関するシステム標準化
情報提供依頼書（R F I）

提案募集開始 令和8年8月5日

1 情報提供依頼の目的

令和３年９月に施行された「地方公共団体情報システムの標準化に関する法律（令和３年法律第４０号）」において、地方公共団体は標準化対象業務について、国の定める標準仕様に準拠したシステム（以下「標準準拠システム」という。）を利用することが義務付けられました。

本市においても、対象業務の標準準拠システム移行に取り組んできましたが、一部業務については移行が困難な状況（特定移行支援システム）となっています。

このため、現時点で移行事業者が決定していない福祉・子育てに関する業務等のシステム標準化について、その実現性と内容を把握し、確実な標準準拠システムへの移行を進めるために情報提供依頼を行なうものです。

2 情報提供依頼の内容

（１）標準化対象業務及び移行完了期限

刈谷市における標準準拠システム移行を依頼する対象業務は次表のとおりです。

なお、他の標準化対象業務等の状況は、「資料１ 刈谷市における標準準拠システム導入全体スケジュール（案）」を参考にしてください。

移行完了期限	標準化対象業務	現行システム
令和１０年１２月末 ※	後期高齢者医療	MCWEL 後期高齢者 (WindowsServer2016)
令和１１年１２月末	介護保険	MCWEL 介護保険 (WindowsServer2019 以下同じ)
	障害者福祉	MCWEL 障がい高齢
	児童手当	児手児扶医療 MISALIO
	児童扶養手当	児手児扶医療 MISALIO
	子ども・子育て支援	子ども子育て MISALIO

※Microsoft の Windows Server 2016 拡張セキュリティ更新プログラム（ESU）を適用予定。

（２）標準化対象外事務

介護保険、障害者福祉、児童手当、児童扶養手当、子ども・子育て支援業務につきましては、標準準拠システム移行に伴い継続の必要な標準化対象外事務があります。各事務の詳細「【様式４】標準化対象外事務一覧」は電子メールで送付しますので、以下のあて先までご依頼ください。

- ◇ メール送付先：刈谷市役所 情報政策課 情報システム係
- ◇ メールアドレス：jyousys@city.kariya.lg.jp
- ◇ メール件名：刈谷市システム標準化情報提供依頼（標準化対象外事務）

(3) 留意点

ア システム間連携について

標準準拠システムにおけるシステム間連携はデジタル庁が公開する最新版のデータ要件・連携要件の標準仕様に従うものとします。

ただし、何等かの理由で既存システムが資料1に示す導入スケジュールで標準準拠システムへ移行できなかった場合、既存システムとのシステム間連携は既存の連携仕様に従う可能性があります。

イ 現行システムからのデータ移行について

「資料2 刈谷市における既存基幹システム一覧及び構成概要図」に記載の現行業務システムから現行業務システム事業者にて移行データを抽出し、標準準拠システム構築事業者へ提供することを想定しています。

一方で、現行業務システム事業者と移行データ抽出に係るレイアウト仕様や作業内容を調整していますが、リソース不足を理由に標準準拠前の現行業務システム側のデータレイアウトでの出力、現行業務システム稼働時にデータ移行した5年以上前のホストコンピュータで使用していたものを含む過去データのデータクレンジングが対応できないことや、現行業務システムから出力した移行データに係る問合せに一部応じられないといった制限事項が課題として見込まれています。

データ要件に準拠した形でのデータ移行とならない点について、標準準拠システム構築事業者側でデータクレンジング、データコンバート作業が対応できるような体制整備の検討をお願いします。

(4) 関係資料・様式等

- 刈谷市福祉・子育てに関するシステム標準化情報提供依頼書（本紙）
- 資料1 刈谷市における標準準拠システム導入全体スケジュール（案）
- 資料2 刈谷市における既存基幹システム論理構成概要図
- 【様式1】システム標準化情報提供依頼 参加表明書
- 【様式2-1】システム標準化情報提供依頼 回答書
- 【様式2-2】システム標準化情報提供依頼 個別記載シート
- 【様式3】システム標準化情報提供依頼 質問票
- 【様式4】標準化対象外事務一覧 ※2(2)の要領により別でメール送付

3 情報提供の実施方法

(1) 提出資料及び提出期限

提出書類	提出期限
【様式1】システム標準化情報提供依頼 参加表明書	令和8年8月28日（金） 12時まで
【様式2-1】システム標準化情報提供依頼 回答書	令和8年9月30日（水） 12時まで
【様式2-2】システム標準化情報提供依頼 個別記載シート	
【様式4】標準化対象外事務一覧	
その他補足資料等（任意）	
概算見積書※（様式は問いません）	令和8年10月15日（木） 12時まで

※概算見積書は、業務ごと年度単位の見積書をご提出ください。

また、標準化対象外事務のうち対応できる事務については、標準化対象外事務経費が分かる明細を添付してください。

(2) 提出方法

3（1）の提出資料は電子メールで提出してください。

- ✧ メール送付先：刈谷市役所 情報政策課 情報システム係
- ✧ メールアドレス：jyousys@city.kariya.lg.jp
- ✧ メール件名：刈谷市システム標準化情報提供依頼（回答）

(3) 注意事項

ア 詳細な資料等がある場合は必要に応じて提出してください。なお、その際は、該当する情報提供依頼項目が分かるように明示してください。

イ 一部項目についてのみの回答も受け付けます。現時点での状況を踏まえ、対応できる範囲での積極的な回答をお願いします。

4 質問

(1) 受付期間

令和8年8月5日（水）～令和8年8月26日（水）12時まで

(2) 受付方法

標準化対象外事務に係る質問は「様式4 標準化対象外事務一覧」の備考欄に記入し、それ以外の質問は「様式3 システム標準化情報提供依頼 質問票」に記入のうえ、電子メールで送付してください。電話での質問はお受けできません。

- ✧ メール送付先：刈谷市役所 情報政策課 情報システム係

☆ メールアドレス : jyousys@city.kariya.lg.jp

☆ メール件名 : 刈谷市システム標準化情報提供依頼（質問）

（３）回答方法

令和８年９月７日（月）までに、質問及びその回答を、様式１の提出があった事業者すべてに電子メールで回答します。

ただし、質問の内容が、本情報提供依頼に係る調達に公平性を保てない場合には回答しないことがあります。また、回答が遅れる場合にはその旨を連絡します。

５ プロポーザルの実施について

本情報提供依頼書に記載の標準化対象業務及び標準化対象外事務に関してプロポーザルを実施する場合は、公募ではなく、３（１）に記載の様式１から様式４までの資料及び概算見積書を提出いただいた事業者を指名のうえ実施します。

６ 情報提供依頼に関する留意事項

- （１）提供を受けた資料の内容について、後日、本市から照会又は追加の資料提供を依頼する場合があります。
- （２）本市における検討内容や検討結果は公表せず、個別の問い合わせにもお答えできません。
- （３）本情報提供の実施に要する費用は、貴社にてご負担くださいますようお願いいたします。
- （４）本依頼は、本市が今後、調達を予定しているシステムの準備段階として情報収集を目的に行うものであり、本市が調達を約束すること、情報提供者に特別の地位・優位性を約束するものではありません。
- （５）提供を受けた資料は、当該目的のために本市組織内で利用しますが、貴社に断り無く組織外への提供はしません。特にコピー・配布等を制限している資料については、その旨を明記してください。

７ 問い合わせ先

担当課 : 刈谷市役所 情報政策課 情報システム係

担当者 : 深谷、西城戸、中野

所在地 : 〒448-8501 刈谷市東陽町１丁目１番地

電 話 : 0566-93-5193（直通）

メール : jyousys@city.kariya.lg.jp